事例No.	2903
公表年度	R5
団体の属性	都道府県
団体名	宮崎県

事例区分	行政改革

タグ	・消防・防災 ・組織改革

事例種類	消防・防災

事例内容・タイトル

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

出典

今後発生が想定される南海トラフ地震発生時の応援職員派遣に係るアクションプラン策定のためのワーキンググループ（第3回）

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	宮崎県

1. 庁内全体の受援調整

（単位：市町村数）

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織（担当者）		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織（担当者）の役割	
定めている	23	88.5%	13	50.0%	21	80.8%
定めていない	3	11.5%	13	50.0%	5	19.2%

※各項目は、内閣府（防災）が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月）」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである（以下同じ）。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	14	53.8%	8	30.8%	10	38.5%	10	38.5%
定めていない	12	46.2%	18	69.2%	16	61.5%	16	61.5%

②避難所運営

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	17	65.4%	12	46.2%	11	42.3%	13	50.0%
定めていない	9	34.6%	14	53.8%	15	57.7%	13	50.0%

③支援物資

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	18	69.2%	13	50.0%	11	42.3%	12	46.2%
定めていない	8	30.8%	13	50.0%	15	57.7%	14	53.8%

④災害廃棄物の処理

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	16	61.5%	11	42.3%	11	42.3%	12	46.2%
定めていない	10	38.5%	15	57.7%	15	57.7%	14	53.8%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	16	61.5%	12	46.2%	12	46.2%	13	50.0%
定めていない	10	38.5%	14	53.8%	14	53.8%	13	50.0%

⑥被災者支援・相談

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	14	53.8%	11	42.3%	12	46.2%	11	42.3%
定めていない	12	46.2%	15	57.7%	14	53.8%	15	57.7%

重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	宮崎県

沿岸10市町抜粋

1. 庁内全体の受援調整

（単位：市町村数）

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織（担当者）		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織（担当者）の役割	
定めている	10	100.0%	8	80.0%	10	100.0%
定めていない	0	0.0%	2	20.0%	0	0.0%

※各項目は、内閣府（防災）が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月）」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである（以下同じ）。

2. 各受援対象業務

①災害マネジメント

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	7	70.0%	6	60.0%	6	60.0%	7	70.0%
定めていない	3	30.0%	4	40.0%	4	40.0%	3	30.0%

②避難所運営

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	10	100.0%	9	90.0%	7	70.0%	9	90.0%
定めていない	0	0.0%	1	10.0%	3	30.0%	1	10.0%

③支援物資

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	10	100.0%	9	90.0%	7	70.0%	9	90.0%
定めていない	0	0.0%	1	10.0%	3	30.0%	1	10.0%

④災害廃棄物の処理

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	10	100.0%	9	90.0%	7	70.0%	9	90.0%
定めていない	0	0.0%	1	10.0%	3	30.0%	1	10.0%

⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	10	100.0%	9	90.0%	7	70.0%	9	90.0%
定めていない	0	0.0%	1	10.0%	3	30.0%	1	10.0%

⑥被災者支援・相談

（単位：市町村数）

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
定めている	9	90.0%	8	80.0%	8	80.0%	8	80.0%
定めていない	1	10.0%	2	20.0%	2	20.0%	2	20.0%

宮崎県の情報連絡員（リエゾン）派遣の基準

１　県災害対策本部長又は県災害警戒本部長（以下「本部長」という。）が、次のいずれかの条件を満たす事象が発生し、派遣が必要と認めた場合

(1) 市町村災害対策本部が設置されたとき

(2) 市町村で災害が発生又は発生のおそれが高まったとき

(3) その他本部長が必要と認めた場合。

２　前項の規定にかかわらず、市町村長又は県災害対策本部地方支部長若しくは災害警戒本部地方支部長が派遣を要請した場合。

宮崎県の情報連絡員が行う業務

○情報連絡員は、県の災害支援を円滑に行うため、派遣先の市町村において**被害状況や要望事項を積極的に収集し、速やかに、県災害対策本部又は県災害警戒本部に報告**する。

①人的被害、住家屋被害、市町村庁舎の被害状況
②避難所情報（避難世帯、避難者数）
③市町村の避難勧告・避難指示の発令状況
④市町村における行政機能の確保状況（震度６弱の市町村）
⑤県に対する支援要請につながる情報
⑥市町村災害対策本部会議の内容
⑦本部長（又は地方支部長）から指示された情報（特定の情報）
⑧その他連絡員が報告する必要があると判断した情報

※①から③までは、防災情報共有システムでの報告が行われている場合は不要
※④は、チェックリストにより市町村から県に報告が行われている場合は不要
※⑥のうちオフレコの発言等については、報告する際にその旨を明記し、市町村の承認が無いまま県において外部に公表されることがないようにする。
※⑧は、ホワイトボードや地図等に記載された情報などを想定。

○また、**県からの情報を市町村に提供**する役割を担う。

派遣体制、派遣期間、交代及び引継

①派遣体制

県が災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、情報連絡員の派遣を決定した際に、原則２名体制（地方支部１名及び危機管理局又は危機管理局経験者１名）

②派遣期間

原則１日。概ね派遣先市町村の災害対策本部等の活動状況に準じた勤務とする。
なお、夜間を通した勤務が想定される時は、適宜休憩をとりながら勤務する。

③交代及び引継

新たな情報連絡員が勤務に着任する際に、情報連絡員同士で引継ぎを行う。

	品　名	数量
1	宮崎県ベスト	2
2	ヘルメット	2
3	救急セット	2
4	携帯トイレ	2
5	寝袋	2
6	ＬＥＤライト	2
7	手回しラジオ	1
8	携帯充電用ＵＳＢアダプタ	1
外	折り畳みベッド	2

１市町村当たり次のセットを管轄市町村分配備



情報連絡員（リエゾン）の受入に係る県からの依頼

○情報連絡員（リエゾン）の役割へのご理解

市町村におかれては、基礎自治体として住民と直接に接しており、災害時は業務多寡となることは認識しているところです。

一方で、災害対策基本法第５３条第１項では、「市町村は、災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告しなければならない」とされておりますが、県においても、同条第２項で、「当該災害の状況及びこれに対して執られた措置を内閣総理大臣報告しなければならない」とされており、情報の速やかな取得や整理は、お互いに組織として、また、それぞれの立場で必要な災害対応となっております。

県として、被災市町村の情報収集等が困難な場合におきましては、当該市町村の手を煩わすことなく、情報の収集分析に努めることが必要である、ということを御理解いただき、情報連絡員（リエゾン）を、まずは、快く受け入れていただきますようお願いします。

なお、市町村の災害対応業務の支援は、別の仕組みになり、情報連絡員の業務に含まれておりませんので、その点も御理解ください。

⑤作業スペースの提供

情報連絡員は、２名１組で活動します。国土交通省や自衛隊等の連絡員が派遣されている場合もあると思いますが、可能な範囲で相互の連携、情報の共有を行う必要もありますので、机と椅子を準備いただきますようお願いします。

⑥定時報告（風水害時）

県は、情報をとりまとめ、定時（11時（10時現在）、16時（15時現在）、22時（21時現在）にプレスリリースを行います。その際に、確認があることについて御理解をお願いします。